

医療・介護の体制整備に係る 協議の場について

医療・介護の体制整備に係る協議の場について(栃木県)

協議事項

- ・ 統合的な整備目標・見込み量の前提となる将来の医療需要について、在宅での対応を目指す部分と、介護サービスでの対応を目指す部分との調整
- ・ 将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町と県での役割分担の調整
- ・ 両計画の目標・見込み量の達成状況の共有

協議体制

協議の場

地域医療構想調整会議(主催 各センター)

- ・ 郡市医師会
 - ・ 看護協会地区支部
 - ・ 医療機関
 - ・ 老人福祉施設団体
 - ・ 老人保健施設団体
 - ・ 介護関係団体(ケアマネジャー協会等)
 - ・ 市町
- 等

+

- ・ 介護療養病床を有する病院、診療所
+ 医療療養病床を有する病院、診療所のうち
介護医療院に転換意向のある病院、診療所

※市町(医療計画担当部課長及び介護保険事業
計画担当部課長が両方出席)→調整会議に
いない場合は追加

主催

医療政策課及び高齢対策課
(各センターの支援を得ながら、各センターにおいて開催)

スケジュール(目安)

9月～10月頃(各地域1回目)
11月頃(各地域2回目)

開催形態(例)

地域医療構想調整会議と同一開催が可能な場合
最初に調整会議を開催

↓

調整会議終了後に参加者を追加して、協議の場を開催

※協議の場は、次年度以降も継続し、目標の達成状況の共有を行う。
(年1回程度開催)

協議の場に係る今後のスケジュール(目安)

①協議の場(第1回 9月~10月頃)

- ・協議の前提となる介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する考え方等について説明させていただく。
- ・介護施設と在宅医療の按分について検討するためのデータを提供する。



②高齢化の進展に伴い増加する見込みのサービス必要量や療養病床から生じる新たなサービス必要量のうち介護施設と在宅医療に按分して対応するサービス必要量の受け皿の考え方について、協議の場の参加者への意見照会を行う。いただいた意見については、参加者間での共有を図る。(10月~11月頃)



③協議の場(第2回 11月頃)

- ・介護施設と在宅医療の按分について、①の協議の結果及び②の意見照会を踏まえた事務局案の提示を行い、各計画に掲げる介護施設と在宅医療の整備目標のとりまとめを行う。
- ・各計画に掲げる介護施設と在宅医療の整備目標の実現に向けた取組について、協議の場の参加者の意見を伺う。

協議の場の開催状況

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
1回目	11月8日(水) ※意見照会 11月8日(水) ～24日(金)	10月4日(水)	10月2日(月)	9月26日(火)	9月28日(木)	9月26日(火)
意見照会		10月27日(金)～11月10日(金)				
2回目		11月21日(火)	12月5日(火)	11月30日(木)	11月29日(水)	11月21日(火)

2次医療圏別医療需要推計(患者住所地、2025年)

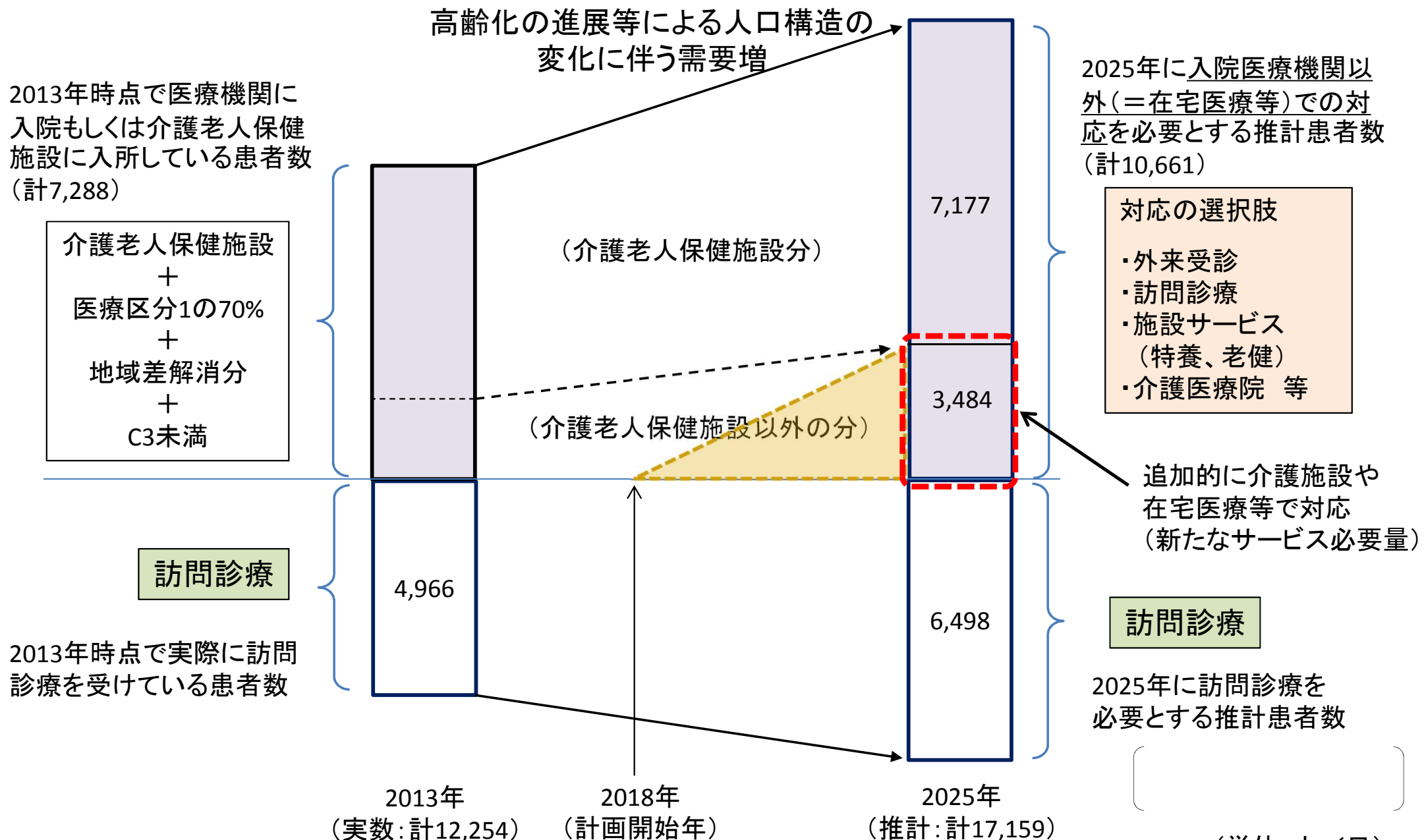
(単位:人/日)

2次医療圏	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	在宅医療等	
						訪問診療分
県北	244	836	921	509	2,868	887
県西	134	480	487	289	1,537	258
宇都宮	348	1,066	1,171	885	4,920	1,906
県東	84	298	306	190	1,063	310
県南	259	898	1,109	659	3,906	1,740
両毛	163	510	552	456	2,865	1,397
県全体	1,232	4,088	4,546	2,988	17,159	6,498

- 入院で対応する医療需要
- 地域医療構想の策定過程において検討済み
(必要病床は医療機関所在地による推計を基に算定)
→2次医療圏ごとに開催する地域医療構想調整会議において、バランスの取れた医療提供体制の構築に向けた協議を行う。

- 入院以外で対応する医療需要
→今後、2次医療圏ごとに開催する協議の場において、在宅での対応を目指す部分と介護サービスでの対応を目指す部分等について協議する。

在宅医療等の医療需要(患者住所地、2025年)の内訳

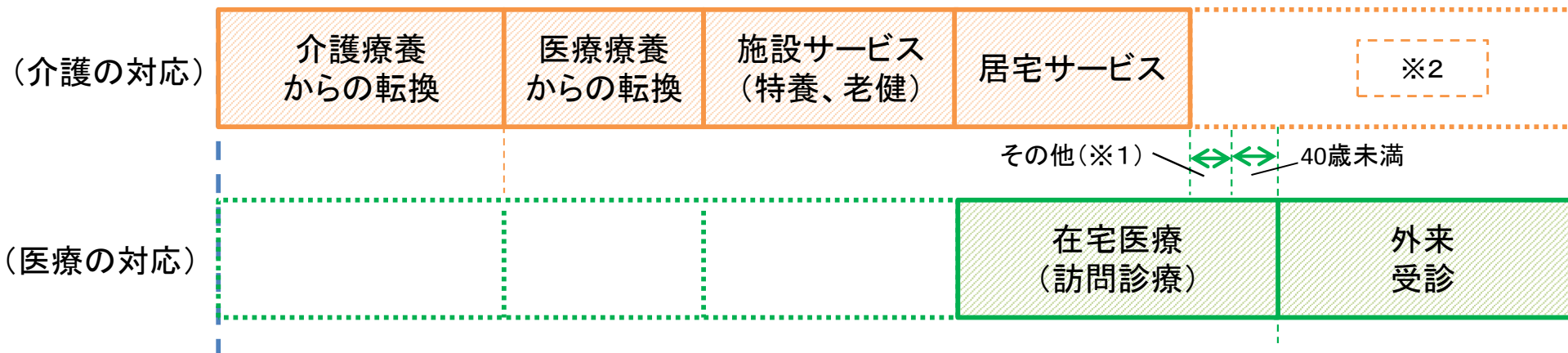
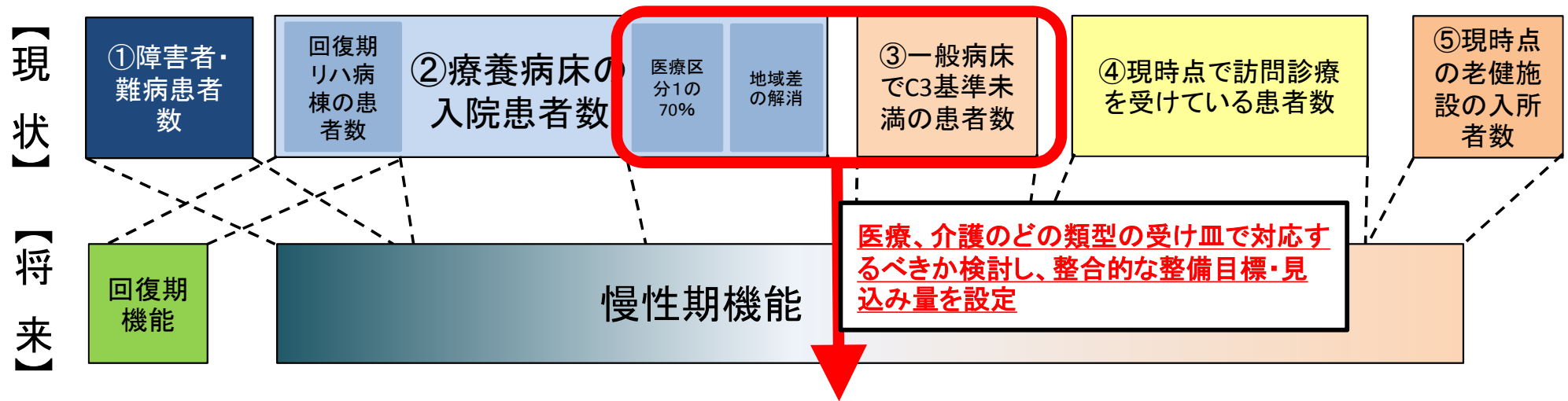


(単位: 人/日)

介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

第52回社会保障審議会医療部会
資料1-3 (H29.7.20)
※県医療政策課において一部改変

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における統合的な整備目標・見込み量を設定する。



(※1) その他: 介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに、医療保険の給付が行われる。

(※2) 外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係について

第52回社会保障審議会医療部会
資料1-3 (H29.7.20)
※県医療政策課において一部改変

29 30年度 31 32 33 34 35 36 37 38年度



市町村別の推計データ提供(補足資料)

②療養病床から介護医療院等へ
転換する見込み量
→施設意向調査で今後把握

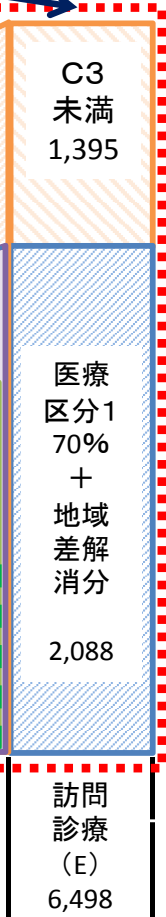
①一般病床から生じる新たなサービス必要量
→主に外来診療での対応を想定

③介護施設と在宅医療で按分
→「協議の場」で検討

④各計画の終了時点における新たなサービス必要量を推計

2,088
(= 2,088 × 6/8)

783
(= 2,088 × 3/8)



追加的に介護施設や在宅医療等で対応
約3千5百人/日



2025年需要の内訳

医療圏/ 在宅医療圏	2025年の追加的需要(療養病床分)			2025年の訪問診療 需要(人口構成の変化 のみを考慮)(④)	2013年 訪問診療実績 (⑤)
	合計(①=②+③)	40歳以上(②)	0-39歳(③)		
県北	276.23	272.31	3.92	887.47	694
那須	156.1	153.77	2.33	500.69	391.5
塩谷	83.47	82.21	1.26	267.6	209.3
南那須	36.66	36.33	0.33	119.18	93.2
県西	344.13	344.13	0	258.18	92
鹿沼	174.25	174.25	0	131.17	46.7
日光	169.88	169.88	0	127.01	45.3
宇都宮	836.04	833.26	2.78	1,906.03	1,225
県東	155.8	155.81	0	310.26	220
県南	203.08	201.17	1.91	1,739.97	1,447
小山	113.04	11.83	1.21	964.84	802.4
栃木	90.04	89.34	0.7	775.13	644.6
両毛	273.09	273.09	0	1,396.53	1,288
足利	157.63	157.63	0	808.7	745.9
佐野	115.46	115.46	0	587.83	542.1
県	2,088.37	2079.76	8.61	6,498.44	4,966

①～④:厚生労働省「介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量の推計方法について」(H29.7.28)から引用。

(単位:人/日)

⑤:栃木県地域医療構想130ページから引用。元々、2次医療圏ごとの値のみのため、各在宅医療圏の値(網掛け部分)については2025年の在宅医療圏ごとの訪問診療需要(④)に基づいて按分して求めた。

医療療養病床等から退院する患者の退院後のサービス利用状況

調査名	対象	単位	退院患者数		割合	
			介護施設	在宅医療	介護施設	在宅医療
国保データベース分析 (平成28年度データ)	・県/国保加入者 ・医療療養病床(医療区分1) の退院患者	人/6か月	10	3	76.9%	23.1%
平成28年度栃木県医療 実態調査	・県/病院・診療所 ・一般病床または精神病床 以外の病床の退院患者	人/月	51	10	83.6%	16.4%
平成28年度病床機能報 告	・県/病院・診療所 ・療養病床を含む病棟の退 院患者	人/月	59	63	48.4%	51.6%
平成26年患者調査	・全国/病院・診療所 ・医療療養病床の退院患者	千人/月	5.1	1.8	73.9%	26.1%



県内のデータを用いた3つの調査の結果は異なるが、国保データベース(KDB)分析はより実態に即した対象を扱っていることから、介護施設と在宅医療(訪問診療)の按分比について10:3を目安として圏域ごとに検討することとしてはどうか。

主な協議結果

2020年における追加的需要の按分について

- 各2次保健医療圏において按分比を「介護施設:在宅医療=10:3」とすることで了承された。
- 検討に当たって、会議の出席者から次のような意見があった。
 - ・ 療養病床に入院する患者の病状、医療依存度、要介護度、社会的背景、それらの将来予測などを踏まえて検討すべき。
 - ・ 患者や家族の意向を踏まえた検討が必要。
 - ・ 家族介護力や地域のケア体制がなければ、在宅療養は継続できない。
 - ・ 在宅医療による対応を考える上では、中山間地域やへき地などの地理的要因、各地域の訪問診療や訪問看護等に携わる人材確保の問題等も考慮しなければならない。
 - ・ 介護施設の整備に当たっては、必要となる介護従事者の確保が難しいこと、既存施設の活用や高齢者数のピークアウト後の活用方法等についても予め検討すべき。
 - ・ 3年後の見直しに向け、療養病床の転換の動き等についても注視する必要がある。

在宅医療・介護の体制整備に向けた課題、今後必要と考えられる取組等について

【人材確保・育成に関して】

- ・ 開業医の高齢化が進んでおり、地域医療や在宅医療に関心を持つ若い医師の育成を育てることが必要。
- ・ 同じ要介護度でも医療依存度によって施設対応が難しい利用者もいる。施設での療養や看取りを進めていくためには、職員の質の確保・向上や医療機関との連携の充実が必要。

- ・介護人材の確保・離職防止に向けては、介護職の魅力、やりがいを伝えていくことと併せて、処遇の改善が不可欠。

【施設の整備に関して】

- ・在宅医療の需要増、医療依存度の高い患者の増加に応えるためには、訪問看護ステーションを増やすだけでなく、大規模化を進めることが必要。
- ・今後の施設整備に当たっては、既存施設の稼働状況等も考慮すべき。

【関係機関の連携に関して】

- ・24時間365日対応の負担軽減には、代診、急変時対応、後方支援等における診療所、病院、訪問看護ステーション等医療機関同士の連携体制の構築が重要。
- ・重い在宅医療を必要とする患者の増加等に対応していくためには、かかりつけ医と在宅療養支援診療所の役割分担・連携を進めていくことが重要。
- ・在宅等での口腔ケアを進めて行くためには、歯科医療機関と介護職も含めた多職種の連携が必要。
- ・医療、介護ともICTの活用等による業務の効率化を図ることが必要。
- ・県境、圏域を越えた患者・利用者、医療・介護従事者の移動がある地域では、広域的な連携を進めていくことが重要。

【在宅医療・介護の在り方や啓発に関して】

- ・薬剤管理、副作用確認等に訪問薬剤指導は有用であるが、患者負担を考えると、薬局窓口での対応も重視すべき。
- ・交通手段がない等の理由で在宅医療を受けている患者も一定程度存在する。そうした患者については、福祉サービスの充実等により、外来通院で対応していくことも必要。
- ・今後益々、家族介護力が低下していく中で、施設介護を必要とする人が増えると思われる。
- ・人生の最終段階における医療のあり方について、医療・介護従事者だけでなく、住民自らも考えるようになり、また、社会としての共通理解が図られるような取組が必要。

2020年需要の試算(介護施設:在宅医療=10:3)

医療圏/ 在宅医療圏	2020年の追加的需要(療養病床分)(=2025年当該需要×3/8)			訪問診療需要 (人口構成の変化のみ を考慮)(④)	訪問診療需要 合計 (⑤=②+③+④)
	介護施設 (①)	訪問診療 (40歳以上)(②)	訪問診療 (0-39歳)(③)		
県北	78.55	23.57	1.47	806.86	831.89
那須	44.36	13.31	0.87	455.21	469.39
塩谷	23.71	7.11	0.47	243.29	250.88
南那須	10.48	3.14	0.12	108.35	111.62
県西	99.27	29.78	0	188.94	218.72
鹿沼	50.26	15.08	0	95.99	111.07
日光	49.00	14.70	0	92.95	107.65
宇都宮	240.36	72.11	1.04	1,622.27	1,695.42
県東	44.94	13.48	0	272.65	286.13
県南	58.03	17.41	0.72	1,617.90	1,636.02
小山	32.26	9.68	0.45	897.15	907.28
栃木	25.77	7.73	0.26	720.75	728.74
両毛	78.78	23.63	0	1,351.31	1,374.94
足利	45.47	13.64	0	782.51	796.15
佐野	33.31	9.99	0	568.80	578.79
県	599.93	179.98	3.23	5,859.92	6,043.13

※介護医療院への転換見込みなしとして試算。追加的需要(療養病床分)のうち0-39歳は訪問診療(③)で対応することとし、40歳以上(①+②)を按分の対象とした(①:②=10:3)。また、人口構成の変化に伴う訪問診療需要(④)は2次医療圏ごとに次式(2013年訪問診療実績×5+2025年訪問診療需要×7)÷12 に従って計算したものを、在宅医療圏ごとの2025年需要に基づいて按分し求めた。